

標 題：

米国港湾当局による入港船舶の揚貨設備に対する  
ILO152 号条約による検査・証明要求について

# NKテクニカル インフォメーション

No. : 276

Date : 平成 10 年 7 月 27 日

関係船主・造船所各位

米国港湾当局「Occupational Safety and Health Administration」(OSHA)は、船舶の揚貨設備の検査と証明に関する規定を含む「Safety and Health Regulations for Longshoring」を改正し、1998 年 1 月 21 日より施行しております。この改正規則は、船舶の揚貨設備に対し、ILO152 号条約に従い、1998 年 7 月 27 日以降は年次詳細検査を、また 2001 年 7 月 16 日以降は5年毎に荷重試験を要求するものです。

改正規則により、OSHA は、米国に入港する船舶のうち、ILO152 号条約に加盟している国に登録されている船舶に対し、当該船舶の揚貨設備がILO152号条約に従い年次詳細検査(1998年7月27日以降)及び荷重試験(2001年7月16日以降)を受け、証明されていることを要求することです。なお、ILO152 号条約に加盟していない国に登録されている船舶の揚貨設備については、従来通り、ILO32 号条約に従い検査、証明されていけばよいということです。

該当する船舶で、弊会の揚貨設備規則に従い検査されているデリック装置については、1998 年 7 月 27 日以降は現行の年次検査と定期詳細検査(4年毎)の代わりに年次詳細検査を、また、クレーン装置、デリック装置等の揚貨装置及び荷役用ランプウエイ装置については、2001 年 7 月 16 日以降は、5年毎に荷重試験を受け、証明される必要がありますので、米国入港に先立ち、必要な措置をとるよう推奨いたします。

参考までに、ILO152 号条約に加盟している国として、Brazil、Congo、Cuba、Cyprus、Denmark、Ecuador、Egypt、Finland、France、Germany、Guinea、Iraq、Mexico、Norway、Peru、Spain、Sweden、Tanzania が含まれております。

以上

お問い合わせ : 材料艀装部

Tel : 03-5226-2020

Fax : 03-5226-2019

## ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 〒102-8567

このテクニカルインフォメーションは貴社のお役にたてばと思って情報を提供するものです。必要に応じて貴社のご判断、責任においてご利用下さい。疑問についてはいつでもご相談下さい。